

託送供給等約款の認可について

平成29年3月1日
北陸電力株式会社

本日（3月1日）、経済産業大臣より平成29年4月1日を実施日とする託送供給等約款の認可を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、昨年10月、平成29年4月1日を実施日とする託送供給等約款の認可申請を行いました。その後、経済産業大臣からの指示（2月17日受領）を踏まえ、2月28日に補正申請を行いました。（平成29年2月28日お知らせ済み）

上記申請について、本日（3月1日）、経済産業大臣より認可を受けました。今回認可された託送供給等約款の概要は、別紙のとおりです。

なお、今回の託送供給等約款の認可申請に伴う託送料金の変更はありません。

以 上

別 紙：認可された託送供給等約款（概要）

認可された託送供給等約款（概要）

1. ネガワット取引の制度化に伴い規定するもの

（1）ネガワット取引に対するインバランス供給

- ・当社の送配電部門は、ネガワット事業者が抑制電力量^{※1}を供給力として取引する際に生じる過不足分（計画値と実績値の差分）を補給・購入（インバランス供給）する。
- ・インバランス供給に対する料金は、卸電力取引市場における市場価格に連動した料金とする。

※1 需要者がネガワット事業者の要請に応じて実施する需要抑制によって生じた電力量

（2）需要抑制量調整供給契約の契約要件

- ・ネガワット事業者と当社とのインバランス供給に関わる契約要件を次のとおりとする。

＜契約要件＞

- ネガワット事業者が需要抑制計画を策定し、需要者に対して当該計画に従って適切な需要抑制の指示を出すことができること。
- ネガワット事業者と電気使用量を抑制する需要者の供給元である小売電気事業者との間等で、ネガワット取引を行うための適切な契約がなされていること。

2. 再生可能エネルギー固定価格買取制度の改正に伴い規定するもの

（1）再生可能エネルギー電気^{※2}の特定卸供給に対するインバランス供給

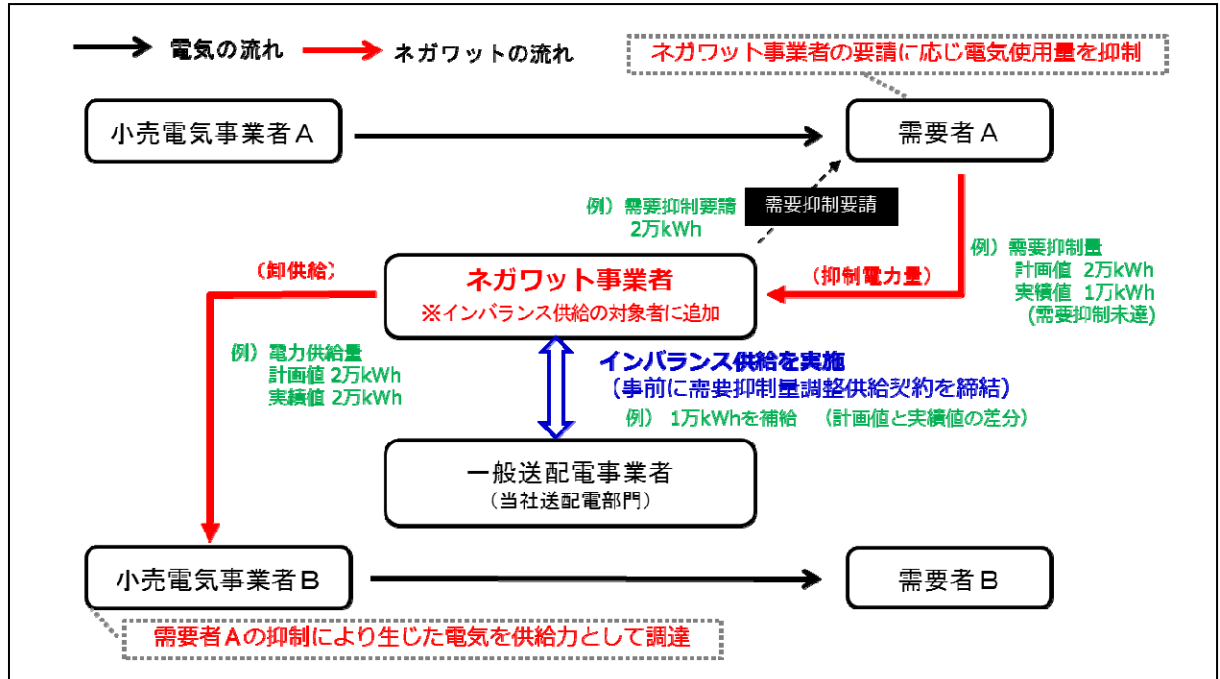
- ・当社の送配電部門は、小売電気事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款（平成28年12月27日経済産業大臣へ届出）に基づく特定卸供給を受ける際に生じる過不足分（計画値と実績値の差分）を補給・購入（インバランス供給）する。
- ・インバランス供給に対する料金は、卸電力取引市場における市場価格に連動した料金とする。

※2 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気

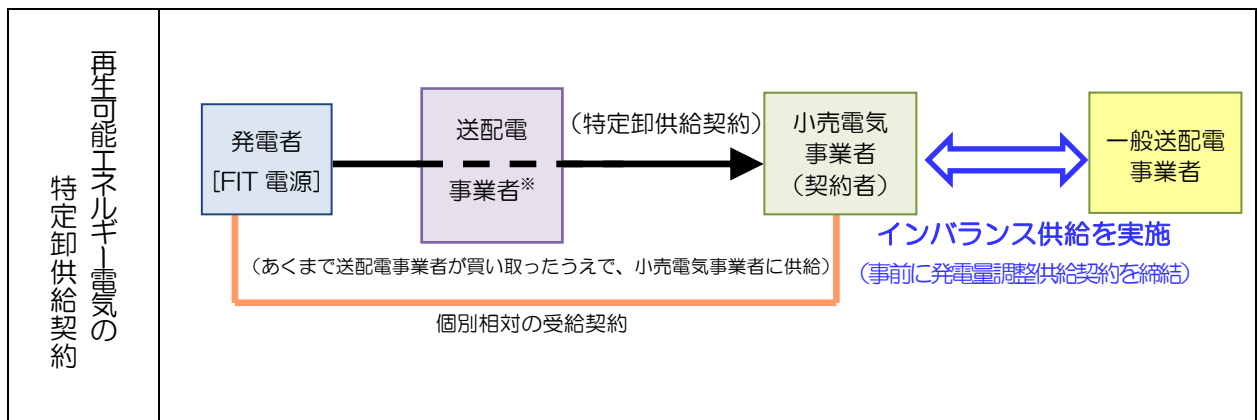
3. 実施日

平成29年4月1日

【参考1】ネガワット取引（イメージ図）



【参考2】再生可能エネルギー電気の特定卸供給（イメージ図）



以上